

令和6年度(2024年度)

## 事業計画書



社会福祉法人

国分寺市社会福祉協議会

～お互いに支え合い 助け合う国分寺を目指して～

# — 目 次 —

## 【事業計画書】

### ■ 基本理念 基本方針 重点項目

### ■ 国分寺市社会福祉協議会 組織図(令和6年4月1日現在)

#### ■ I. 総務課 法人運営係

➢ 1. 総務担当	.....	1
➢ 2. 子育て支援担当	.....	6

#### ■ II. 総務課 総合企画係

➢ 1. ボランティアセンター担当	.....	9
➢ 2. 介護支援ボランティア担当	.....	15

#### ■ III. 地域福祉課 相談支援係

➢ 1. 地域福祉コーディネーター担当	.....	16
➢ 2. 自立支援担当	.....	19
➢ 3. 貸付担当	.....	22
➢ 4. 権利擁護担当	.....	24

# 令和6年度 事業計画

【基本理念】 ～お互いに支え合い 助け合う国分寺をめざして～

## 【基本方針】

新型コロナ感染拡大の影響を受け、私たちの日常生活（「ふつう（ふだん）」の「暮らし」の「しあわせ」）は、大きな変貌を余儀なくされました。新たな生活様式を取り入れ、徐々に浸透する中、少しずつ日常を取り戻しはじめ、国内で新型コロナウイルスが確認されてから約4年が経過し、昨年5月には感染症法上の位置づけが「2類」から「5類」に移行し、新型コロナ感染拡大の影響も収束に向かってきました。

こうした状況下で、多くの市民の参画により、令和3年度（2022年）に全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて「第4期国分寺市地域福祉活動計画（2022～2024）」を策定し、本会は、この計画の推進主体として、複雑・多様化した地域生活課題に対して地域の皆様及び福祉・行政関係機関等との連携を強化し、それぞれの取組みを着実に実施してまいりました。

令和6年度は、現行計画の最終年であり、また、次期計画の策定年度でもあるため、昨今の新たな地域課題を見据えた支援体制づくりに積極的に取り組んでまいります。

## 【重点項目】

### 1 地域福祉活動計画の推進・策定

- ・ 「第4期国分寺市地域福祉活動計画」の推進
- ・ 「第5期国分寺市地域福祉活動計画」の策定

### 2 課題解決力の強化・包括的な支援体制の構築

- ・ 重層的支援体制整備事業の推進
- ・ 積極的なアウトリーチの促進
- ・ 国分寺市社会福祉法人連絡会との協働

### 3 権利擁護に関する取り組みの充実

- ・ 市民後見人の育成(第4期養成講座の実施)及び活躍支援
- ・ 法人後見業務及び法人後見監督業務の充実

### 4 支え合い助け合い活動の推進

- ・ ボランティア活動センターの機能強化
- ・ 「つながる懇談会」の実施
- ・ 地域福祉活動の様々な担い手の育成検討
- ・ 住民相互の支え合い機能を高めるための「ここねっと」の推進

### 5 災害に備えた取り組み

- ・ 職員による災害プロジェクトの推進

### 6 法人運営の基盤整備・強化

- ・ 財源確保及び基金のあり方の検討
- ・ 人材評価システムの導入
- ・ 広報力の強化(SNSの積極的活用)
- ・ 社協発展強化計画(仮称)の策定

# I. 総務課 法人運営係

## 1. 総務担当

◇住所	国分寺市戸倉4-14 国分寺市立福祉センター 1階
◇電話	(042)324-8311(代表)
◇FAX	(042)324-8722
◇開館日	月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始は閉館)
◇開館時間	午前9時～午後5時

### (事業の目的)

社会構造の変化や社会認識の変化を意識し、従来 の前提に 捉われず、幅広い視点に立ち、本会が求められる役割を担うために、理事会等を中心とした法人運営の強化を図る。

### (1) 法人運営の強化

項目	内容	求める効果・変更点
1. 評議員会	(1) 評議員会 第1回 6月27日(木) 第2回 令和7年3月25日(火) (2) 評議員選任・解任委員会の開催 (随時)	【任期】 令和3年6月25日から令和6年度に関する定時評議員会の終結の時まで
2. 三役会・ 理事会	(1) 三役会 第1回 5月20日(月) 第2回 8月26日(月) 第3回 10月21日(月) 第4回 令和7年2月25日(火) (2) 理事会 第1回 6月10日(月) 第2回 6月27日(木) 第3回 9月12日(木) 第4回 11月7日(木) 第5回 令和7年3月13日(木)	【任期】 令和5年6月27日から令和6年度に関する定時評議員会の終結の時まで  ○ 本会が求められる役割を果たせるよう理事会の機能強化を図る
3. 監査	□ 監事による監査の実施 ➢ 決算監査(5月) ➢ 定時監査(10月)	○ 改正社会福祉法に即し、監査方法を精査し、より一層監事機能が発揮できるように取り組む

### (2) 法人経営の強化

項目	内容	求める効果・変更点
1. 適正な財務管理	(1) 経費の節減 ➢ ペーパーレス化を促進し、コピー・	○ 適正な財務処理を行い、社協の財政面の透明性を確保する

	印刷費を節減する (2) 運営基金の適正な管理 (3) 財務顧問の設置に向けて検討	○ 税務顧問:宮内税理士法人
--	---	----------------

### (3)地域における公益的な取組み

項目	内容	求める効果・変更点
1. 国分寺市社会福祉法人連絡会の推進	<input type="checkbox"/> 国分寺市法人連絡会の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 役員会(年4回)</li> <li>➢ 総会(年1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国分寺市社会福祉法人連絡会」に参加するとともに事務局機能を担う</li> <li>○「福祉のおしごと相談・面接会」やフードドライブ事業、車いすステーションへの協力を通じて地域公益活動の強化を図る</li> <li>○災害時の対応について協議する</li> </ul>

### (4)地域福祉活動計画の推進

項目	内容	求める効果・変更点
1. 地域福祉活動計画の推進	(1) 「第4期国分寺市地域福祉活動計画(2022~2024)」の推進 (2) 「第5期国分寺市地域福祉活動計画策定委員会」の設置	○「推進・評価委員会」の委員を中心とした「第5期国分寺市地域福祉活動計画策定委員会」を設置する

### (5)事務局機能の強化

項目	内容	求める効果・変更点
1. 事務局機能の強化	(1) 事務局組織の円滑な運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 管理職会議の開催(月1回)</li> <li>➢ 正職会議の開催(年4回)</li> <li>➢ 課題別プロジェクトの設置(災害、広報など)</li> </ul> (2) 人材評価の導入 (3) 社協発展・強化計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人全体で取り組む課題に対し、職員プロジェクトを設置する</li> <li>○法人全体で地域課題に取り組む</li> <li>○持続可能な組織作り、本会基本理念の実現に向けた活動指針、行動指針、ガバナンスの強化を図るため、「社協発展・強化計画」の策定に取り組む</li> </ul>
2. 苦情解決システムの構築	<input type="checkbox"/> 苦情解決システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 苦情解決責任者・苦情解決担当者の設置</li> <li>➢ 第三者委員の設置</li> <li>➢ 苦情解決第三者委員会の開催(年1回)</li> </ul>	

## (6)連絡調整機能の充実・強化

項目	内容	求める効果・変更点
1. ふくしのつどいの実施	<input type="checkbox"/> 「第11回 社協ふくしのつどい」の開催 ▶ 日程：6月15日(土) ▶ 場所：リオンホール	<input type="checkbox"/> 「福祉関係団体新年会」と事業統合をする <input type="checkbox"/> 国分寺の福祉推進に貢献のあった個人や団体を表彰し、感謝の意を表すとともに、活動内容を紹介することにより、地域福祉活動の普及啓発を図る
2. 自治会・町内会連絡会の開催	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会連絡会の開催 ▶ 年2回(5月と10月)開催	<input type="checkbox"/> 国分寺市との共催 <input type="checkbox"/> 情報提供や情報交換、交流の場となるよう工夫する
3. 地域懇談会の開催	<input type="checkbox"/> つながる懇談会の開催 ▶ 年3回開催予定	<input type="checkbox"/> 住民との情報交換の場をつくり、本会の基本理念「お互いに支え合い、助け合う国分寺をめざして」の実現に向けた取り組みとする
4. その他事業	(1) 関係機関・団体の会議等への委員等派遣及び協力 (2) 実習生の受入れ	<input type="checkbox"/> 将来の福祉を担う人材を育成する

## (7)情報発信

項目	内容	求める効果・変更点
1. 社会福祉だより「ふくし」	<input type="checkbox"/> 「社会福祉だよりふくし」の発行 ▶ 発行回数:年2回(5月、2月) ▶ 発行部数:72,000部 ▶ タブロイド判:4ページ	<input type="checkbox"/> 全戸配布を活かした、市民への情報提供を行う <input type="checkbox"/> 誰にでも見やすい紙面の工夫を図る
2. Web サイトによる情報発信	(1) 公式ホームページの運営 (2) Facebook の運営 (3) Instagram の運営	<input type="checkbox"/> 各 SNS まとめ QR コード 
3. マスコットキャラクター	<input type="checkbox"/> 「ふくすけ」の活用 <input type="checkbox"/> 「ふくすけ」グッズの制作・販売	<input type="checkbox"/> 様々な広報媒体で積極的に活用し、「ふくすけ」を周知させることで本会の認知度を上げる
4. その他	<input type="checkbox"/> 国分寺市内のイベントへの参加	<input type="checkbox"/> 「ふくすけ」グッズの販売、各担当の専門性を活かした相談ブース設置、本会事業の PR 等を通じて、本会の認知度をあげる

## (8) 自主財源の確保

項目	内容	求める効果・変更点
1. 会員会費増強運動	<input type="checkbox"/> 「会員会費増強運動」の実施 > 増強月間:7月1日～7月31日 (実施目標) 会員数:3,400人 寄付者数:9,100人 会費:4,000,000円 寄付:1,200,000円	<input type="checkbox"/> 会員会費や寄付金の用途や効果を広報紙や Web を活用し発信する <input type="checkbox"/> 口座振替を導入する <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済の検討をする <input type="checkbox"/> 新たな財源確保に向けた検討をすすめる
2. 自主財源確保	<input type="checkbox"/> 自主財源の確保 > 「ふれあい募金箱」の設置 > 「社会貢献型自動販売機」の設置 > 「社会福祉だよりふくし」有料広告掲載 > 「使用済み切手」「使用済みインクカートリッジ」「不要入れ歯」の回収	
3. 募金事業	(1) 「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」の実施 > 実施時期:12月1日～12月31日 > 募金目標:4,600,000円 (2) 「赤い羽根・共同募金運動」の実施 > 実施時期:10月1日～10月31日 > 募金目標:3,600,000円 ①東京都共同募金会国分寺地区協会の設置・運営 ②国分寺地区配分推せん委員会の開催(年1回)	<input type="checkbox"/> 口座振替を導入する <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済の検討をする <input type="checkbox"/> 街頭募金を実施する <input type="checkbox"/> 募金の用途や効果を広報紙や Web を活用し発信する
4. 財源確保の検討	<input type="checkbox"/> 自主財源確保に関するプロジェクトの設置	<input type="checkbox"/> 新たな自主財源確保について検討し、長期的な財政基盤の確立を図る

## (9) 災害に備えた取り組み

項目	内容	求める効果・変更点
1. 関係団体との連携	(1) 国分寺市との連携 > 「国分寺市防災会議」「防災担当者会議」への参加 > 「国分寺市総合防災訓練」への参加 (2) 国分寺市青年会議所との連携 > 合同研修の開催	<input type="checkbox"/> (4)-①について、協定書の見直しに向けて市担当課との協議をすすめる

	<p>(3) 東京都社会福祉協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害時連絡窓口の設置</li> </ul> <p>(4) 協定書の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「災害時のボランティア派遣に関する協定」(国分寺市)</li> <li>②「災害時における協力に関する協定」(国分寺青年会議所)</li> <li>③「災害時相互支援協定」(東京都社会福祉協議会)</li> <li>④「北多摩西部ブロックにおける災害ボランティアセンターの相互協力に関する協定」(北多摩西部ブロック社協)</li> </ul>	
2. 災害に備えた準備	<p>□ 職員による防災プロジェクトに設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「災害時行動マニュアル」の点検</li> <li>➢ 「事業継続計画」の検討・作成</li> <li>➢ 災害時初動訓練の実施</li> <li>➢ 「災害ボランティアセンター」設置・運営訓練の実施</li> </ul>	○ 実践をイメージしたマニュアルや計画の見直し、訓練を行う

### (10)国分寺市との連携・強化

項目	内容	求める効果・変更点
1. 国分寺市との連携	<p>(1) 地域共生推進課との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 定期的な打ち合わせの実施</li> </ul> <p>(2) 国分寺市敬老会の開催(所管課:高齢福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 長寿祝い品の贈呈</li> <li>➢ 表敬訪問の実施</li> </ul>	○ 地域共生推進課を通じて、各関係部署との連携を強化する

## 2. 子育て支援担当

「国分寺市ファミリー・サポート・センター」(国分寺市委託事業)

- ◇住 所 国分寺市戸倉4-14 国分寺市立福祉センター 1階
- ◇電 話 (042)300-6061
- ◇F A X (042)300-6062
- ◇開 館 日 月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始は閉館)
- ◇開館時間 午前9時～午後5時

### (事業の目的)

#### ① 「ファミリー・サポート・センター事業」の実施

国分寺市内在住で子育ての手助けが必要な方(利用会員)と、手助けができる方(援助会員)の有償の相互援助活動のコーディネートや、活動に伴う相談、援助会員の育成等、国分寺市の委託を受けて、「ファミリー・サポート・センター事業」を行う。

(利用会員)

国分寺市内に在住する、子ども(生後 57 日から満 12 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者)の保護者で、育児の援助が必要な方。

(援助会員)

心身ともに健康な 18 歳以上で、援助会員講習会を受講し修了した方。

活動時間は、平日、休日ともに午前 6 時から午後 10 時。利用会員から利用希望があった時は、アドバイザーが活動可能な援助会員をコーディネートする。

<利用料(謝礼金)> ※1時間単位

	6:00～8:00	8:00～18:00	18:00～22:00
平 日	900 円	800 円	900 円
土曜・日曜・祝日・ 年末年始(12/29～1/3)	900 円	900 円	900 円

### (1)講習会等の実施

項目	内容	求める効果・変更点												
1. 援助会員講習会	<p>□ 18 歳以上の方を対象に、延べ4日間を年3回開催。講師は市職員や大学教授、東京防災救急協会等。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>会場</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>国分寺市立 ひかりプラザ</td> <td>5 月 21 日、22 日、23 日、24 日</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>cocobunji プラザ</td> <td>10 月 17 日、18 日、21 日、22 日</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>国分寺市立 福祉センター</td> <td>2 月 4 日、5 日、6 日、7 日</td> </tr> </tbody> </table>		会場	日程	第1回	国分寺市立 ひかりプラザ	5 月 21 日、22 日、23 日、24 日	第2回	cocobunji プラザ	10 月 17 日、18 日、21 日、22 日	第3回	国分寺市立 福祉センター	2 月 4 日、5 日、6 日、7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 援助会員の養成を目的として</li> <li>○ 応急救護・ヒヤリハット検証はフォローアップ研修と兼ねる</li> </ul>
	会場	日程												
第1回	国分寺市立 ひかりプラザ	5 月 21 日、22 日、23 日、24 日												
第2回	cocobunji プラザ	10 月 17 日、18 日、21 日、22 日												
第3回	国分寺市立 福祉センター	2 月 4 日、5 日、6 日、7 日												
2. フォローアップ研修等	(1) フォローアップ研修 援助会員を対象に、年4回開催	○ 援助会員のスキルアップを図るとともに、安全・安心な活動に取り組む												

	(2)「こどもの発達支援センターつくしんぼ」の見学研修 障がいをもったお子さんへの対応を学ぶためを年2回開催	
3. 交流会	<input type="checkbox"/> 年1回(12月14日)開催	○ 利用会員・援助会員相互の親睦交流を図る

## (2)事業説明会

項目	内容	求める効果・変更点
1. 事業説明会	<input type="checkbox"/> 国分寺市が実施する「産婦育児相談」や「こっこっこ月間」他、地域のイベントと併せて開催	○ ファミサポ事業の PR や制度への理解を深め利用促進を図る ○ 会員増加
2. 親子ひろば等での出張説明会	<input type="checkbox"/> 利用会員登録および援助会員に興味がある方へ講習会の案内	○ 親子ひろばとの連携強化および情報共有
3. 土曜出張相談窓口	<input type="checkbox"/> Cocobunji プラザに月1回土曜日に出張ブースを設ける	○ 事業の広報啓発や利用促進を進める

## (3)広報活動

項目	内容	求める効果・変更点
1. ファミサポ通信発行や市報の活用	<input type="checkbox"/> 利用会員と援助会員へファミサポ通信を年3回発行	○ 会員への情報提供 ○ 全戸配布される市報を活用し、情報提供を行う
2. 国分寺子ども・子育て支援円卓会議への参加	<input type="checkbox"/> 「国分寺子ども・子育て支援円卓会議」に参加し、国分寺市内の子育て支援活動を行う市民や民間団体等との情報交換を図る(毎月開催)	○ 連携および情報共有

## (4)会員管理業務

項目	内容	求める効果・変更点
1. 援助会員・利用会員の更新	<input type="checkbox"/> 援助会員および利用会員の登録情報と会員証の更新を行う	
2. 補償保険への加入	<input type="checkbox"/> 会員が行う援助活動中の子どもや援助会員の事故、講習会開催時の事故に備え、傷害保険等に参加	○ 利用会員・援助会員の安全・安心な活動とする
3. 会員管理ソフト「ファミサポくん」の活用	<input type="checkbox"/> 一般財団法人女性労働協会作成の会員ソフトを使用し、会員情報、活動報告書等を基に統計資料を作成や活動の特性を知る	○ コーディネート事務の効率化と迅速化を図る

### (5)所管課

項目	内容	求める効果・変更点
1.所管課との定例協議会の開催	<input type="checkbox"/> 子ども家庭部子育て相談室子ども家庭支援センターと定期的で開催	○ 円滑な事業展開に資する
2.苦情への対応業務	<input type="checkbox"/> 本事業の利用者等からの苦情に対し、苦情受付記録を作成し対応を図る。また、解決が困難な苦情に対しては、市の担当部署と連絡調整を図り、解決に努める	

### (6)アドバイザーの研修

項目	内容	求める効果・変更点
1.ファミリーサポートネットワークへの参加	<input type="checkbox"/> 一般財団法人女性労働協会が実施 <input type="checkbox"/> 全国交流会や各種研修会へ参加	○ 運営のノウハウや最新情報を学ぶ
2.近隣市ファミリーサポートセンターアドバイザー交流会	<input type="checkbox"/> 年1回開催する近隣市のアドバイザー交流会へ参加	○ 課題解決を図る参考にするとともに、情報交換を行う
3.研修への参加	<input type="checkbox"/> 東京都や国分寺市、女性労働協会等で開催される研修へ参加	○ アドバイザーのスキルアップを図る

### (7)その他

項目	内容	求める効果・変更点
1.子育て支援情報の提供	<input type="checkbox"/> 子育てに役立つ情報を提供するため、本会のホームページやFacebookの活用	○ 事業の広報啓発 ○ タイムリーな情報発信
2.イメージキャラクターの活用	<input type="checkbox"/> ファミサポのイメージキャラクター「ファミりん」を積極的に活用	○ 広報活動の充実を図る

## II. 総務課 総合企画係

### 1. ボランティアセンター担当

「ボランティア活動センターこくぶんじ」

- ◇住所 国分寺市東元町 3-17-2
- ◇電話 (042)300-6363
- ◇F A X (042)300-6365
- ◇開館日 月曜日～土曜日(祝日・年末年始は閉館)
- ◇開館時間 午前9時～午後5時

#### (事業の目的)

ボランティア活動や市民活動・まちづくりに関する総合の相談窓口、情報の発信、活動の拠点などさまざまな機能があり、ボランティアをしたい人(団体)と、してほしい人(団体)のコーディネートを行う。市民、特に若い世代のボランティアや地域活動の増加を目指し、ボラセン機能を周知し活用いただくことで市民活動や地域活動の活性化を図る。

#### (1) ボランティア・市民活動の推進

項目	内容	求める効果・変更点
1. ボランティア活動センターこくぶんじの運営	(1) ボランティア活動や市民活動について市民や施設・団体からの相談に応じ、コーディネートを行う。 (2) ボランティア・市民活動団体に対し、活動や組織運営等について支援する。 (3) センター及び運営委員会の運用上に関する助言を得るため、アドバイザーを設置する。 アドバイザー：枝見太郎氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2期中長期運営計画を実行する</li> </ul>
2. 「ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会」の設置	<input type="checkbox"/> ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ さらなる市民のボラセン活用促進を検討する</li> <li>○ 事業内容や困難事例等についても、協議をしていく</li> </ul>
3. 「団体登録制度」の実施	(1) 団体登録制度の実施 ボランティア・市民活動団体の相互の情報交換や協力、連携を推進し、活動がより効果的に展開することを目的とする。 (2) 登録団体連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アンケートを基に登録団体が求める連絡会及び研修会を実施する</li> <li>○ 団体ホームページの活用について見直しを図る</li> </ul>

	登録団体同士の情報交換、交流促進を図る。	
4. 「いきいきふれあいサロン」活動支援	<input type="checkbox"/> 高齢者や障害者、子育て中の親などが地域で孤立することを予防するために、小グループを単位とした交流やふれあいの場などの活動をしている「いきいきふれあいサロン」の立ち上げや活動の支援を行う。また、ボラセンの登録団体に位置づける。	<input type="checkbox"/> 登録団体として団体同士の交流を図る
5. 「ここねっと推進助成事業（前期・後期）」の実施	(1) 「ここねっと推進助成事業」の実施 登録団体を対象に、事業に要する経費等の助成を行う。 (2) 「助成金審査会」の開催	<input type="checkbox"/> 立ち上げ費についての受付期間を検討する
6. ボランティア・市民活動支援	(1) 会議室・地域ふれあい備品・図書 の貸出(無料※対象以外は有料) 対象:登録団体、社協団体会員(自治会・町内会、老人クラブ等) (2) 車いす貸出(最長3か月間) 怪我や病気、介護保険の申請前等、車いすの必要な方に車いすを貸出す。 ※貸出窓口:ボランティア活動センターこくぶんじ、本会事務局 (3) 車いす整備ボランティア 車いす整備ボランティアにより月2回車いすの点検・整備を行う。	<input type="checkbox"/> 市民活動の支援のベースとしての活用する <input type="checkbox"/> 利用者に分かりやすいように地域情報を掲示する <input type="checkbox"/> 新たな貸出備品の検討をする <input type="checkbox"/> 図書貸出の必要性を判断 <input type="checkbox"/> 貸出車いすの確認 <input type="checkbox"/> 保有台数の見直し
7. 「ボランティアステーション」の設置	(協力内容) ① 車いすステーション(貸出期間:最長2週間 料金:無料) ② ふれあい募金箱 ③ 自動販売機 ④ 社会福祉だより「ふくし」の配架 ⑤ ポスター、チラシ等の掲示 ⑥ その他(空きスペース等の活用他)	<input type="checkbox"/> 設置協力:市内の事業所や個人宅等 <input type="checkbox"/> ボラセンの担当は、主に①・⑤・⑥
8. ボランティア保険等の加入受付	<input type="checkbox"/> ボランティア活動を安全・安心に行うための「ボランティア保険」「行事保険」「行事保険(当日参加対応型)」の受付事務を行う。	<input type="checkbox"/> ボランティア保険料の支払い方法を現金窓口払い受付から振込へ変更する

## (2) 広報活動事業(情報収集・発信)

項目	内容	求める効果・変更点
1. 「ようこそボランティアの家へ」の発行	□ 「ようこそボランティアの家へ」の発行 ボランティア活動の内容や登録団体等を掲載した、ガイドブックとして作成・発行する。	○ ホームページにも掲載し、オンライン上からも閲覧可能とすることで、広く周知する
2. ボランティア・市民活動の情報提供	□ 社会福祉だより「ふくし」で、ボランティア・市民活動の情報を発信する。	
3. 「ボランティア活動センターこくぶんじ」のPR強化	(1) 公式ホームページの運営 (2) SNSの有効活用 ① ブログ ② X(旧 Twitter) ③ Instagram	○ 特に若い世代への情報発信を行う ○ LINE 活用を検討する
4. ロゴマークの活用	□ 「ロゴマーク」の活用	○ ロゴマーク PV の再作成・見直しを検討

## (3) 研修・講座等によるボランティア活動の普及・推進

項目	内容	求める効果・変更点
1. 「2024 夏体験ボランティア」の実施(7月～8月)	(1) 「2024 夏体験ボランティア」の実施 学生を中心に、夏休み等を利用してボランティア学習や活動体験の機会を提供することで、これからの国分寺のまちづくりや、福祉を担う人材を作るきっかけとする。 (2) 「受入施設説明会の開催」	○ ボランティア活動に興味はあるが、始める方法が分からず一歩が踏み出せない方などの参加を促すことで、地域社会や福祉への理解・関心を高め、社会参加への意欲を高める ○ 大学生以上向けの体験ボランティアプログラムを取り入れる
2. 「ふくし体験プログラム」の実施	□ 市内の小中学校の総合学習の一環として、ボランティアや市民活動団体等と協働し、体験や当事者とのふれあいの中から福祉について理解していただくことを目的に実施する。また、自治会・企業等からの依頼にも対応する。	○ 協力団体・協力者の拡大を目指す ○ 協力団体や協力者への謝礼の必要性の周知(主に学校)
3. 「ボランティア講座」の開催	□ 新たな福祉課題の情報発信や人材育成のために、コミュニケーションを題材とした「ボランティア講座」を開催する。	○ 実際のボランティア参加につなげるアプローチを実施

#### (4)「ここねっと」の啓発・推進

項目	内容	求める効果・変更点
1. 「ここねっと」の啓発・推進	□ 住民一人ひとりが地域に関心を持ち、本会他担当とともに地域の取組みとして進められるように、「ここねっと」を多岐にわたる地域活動の総称として全市的に啓発をしていく。また、市内のイベントや行事・会合に参加し、地域の問題や課題を把握するとともに、実情に応じた事業の企画・提案を行う。	
2. 「地域支え合い活動(見守り・声かけ活動)」の推進	□ 地域活動のはじめの一歩として、お互いに「見守り・見守られる」関係であることを意識した「地域支え合い活動」を推進する。協力者には、黄色の腕章の貸出を行う。	○ 協力者増加を目指して広報活動を強化する ○ 黄色の腕章活用についての検討を図る

#### (5)「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施

項目	内容	求める効果・変更点
1. 「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施	(1) 「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の開催 ひとり暮らし等の高齢者と地域住民とのふれあいを深め、ともに支え合う住民主体のネットワークづくりを目的に実施する(市内10か所、1か所あたり年5~7回開催)。 (2) 地域交流会連絡員会議の開催 ボランティアとの情報交換を図ることを目的に開催する。	○ 新たな交流会の実施方法を検討する ○ ボランティア全体会の開催を検討する

#### (6)「見守り訪問事業」の実施

項目	内容	求める効果・変更点
1. 「見守り訪問事業」の実施	□ ひとり暮らしの高齢者や日中独居の方、その他高齢者に限らず見守りを必要とする方のご自宅を、見守りサポーター(ボランティア)が訪問する。話し相手を基本に、困	○ 孤立・孤独の防止

	碁・将棋・趣味活動の相手、外出（散歩・買い物等）の付き添いなどを行う。	
--	-------------------------------------	--

### (7)「生活応援事業」の実施

項目	内容	求める効果・変更点
1. 食料無料配付・生活相談会の実施	□ 生活に困窮している方々へ、食料品を配付するとともに、自立支援担当と協働し、生活相談もあわせて実施する。食料品は「フードドライブ」を活用する。	○ 食品の受取のみで終わらず、根本的な解決に向けて3回に1回は定期面談を必須とする
2. フードドライブの実施	□ 家庭などで余った食品を寄付いただき、必要な方や地域の団体（子ども食堂等）へお渡しする。	○ フードドライブ回収設置場所増加、市民への周知

### (8)「災害ボランティアセンター」への取組み

項目	内容	求める効果・変更点
1. 「災害ボランティアセンター」	(1) 「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の見直し (2) 「災害ボランティアセンター」資機材の整備 災害ボランティアセンターに、必要な資機材を整備する。	○ 近年の激甚化する自然災害へ対応すべく、見直しを図る
2. 「災害支援ボランティア登録制度」	(1) 「災害支援ボランティア登録制度」国分寺市で激甚災害が発生し、災害ボランティアセンターを開設する際のサポートボランティアについて整備する。 (2) 「災害支援ボランティア講座」の開催	○ 国分寺市と協議し、また、他市他区の実施状況等を踏まえ登録制度を整備する
3. 関係機関との連携強化	(1) 北多摩西部ブロック社協間の災害ボランティアセンター相互援助協定（令和4年4月締結） (2) 国分寺青年会議所をはじめ、災害支援関係の団体等との連携強化を図る。	○ 平時から連携し、幹事社協として研修会等を協同で開催する

## 【参考資料】

### ●会議室 仕様

2階会議室	定員	主な設備	使用料	
会議室 A	18名	テーブル×6、イス×18脚	午前:1,000円	午後:1,200円
会議室 B	12名	テーブル×4、イス×12脚	午前: 600円	午後: 800円

### ●地域ふれあい活動備品 一覧

ポップコーン機(2機)、綿菓子機(3機)、かき氷機(2機)、着ぐるみ(3体)、簡易テント(2張)、発電機(3機)、プロジェクター(1機)、スクリーン(1台)等

### ●「ボランティア活動センターこくぶんじ」の情報発信一覧

ホームページ	<a href="https://www.ko-shakyo.or.jp/vc/">https://www.ko-shakyo.or.jp/vc/</a>
Blog(ブログ)	<a href="https://blog.canpan.info/kokubunjivc/">https://blog.canpan.info/kokubunjivc/</a>
X(旧 Twitter)	@kokubunji_vc
YouTube	<a href="https://bit.ly/3dImh8L">https://bit.ly/3dImh8L</a>
Instagram	kokubunji_shakyo
メルマガ(隔週水曜発行)	<a href="https://www.ko-shakyo.or.jp/vc/mmag/">https://www.ko-shakyo.or.jp/vc/mmag/</a>

### ●ロゴマーク



ボランティア活動センター  
こくぶんじ

### ●ここねっと推進助成事業

<助成内容>

助成区分	上限額	自主財源	助成対象事業
日常活動費 イベント費	5万円	各種法人:1/2 その他:1/4	・年間を通して日常的に実施する事業 (例)広報活動、サロン活動、調査・研究 ・一回または数回で完結するイベント (例)お祭り、交流会、講演会
立ち上げ費	3万円	なし	立ち上げ1年未満の団体の運営に必要とする事業

## 2. 介護支援ボランティア担当(国分寺市元気高齢者地域活躍推進事業) (国分寺市委託)

高齢者が、ボランティア活動を通して地域貢献することを推奨及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の実現、生きがいづくりの促進を目的として実施する。

項目	内容	求める効果・変更点
1. 介護支援ボランティア事業の実施	<input type="checkbox"/> チラシ・広報等で介護支援ボランティアの募集を行う。 事業説明を受けた活動希望者を登録者とし「介護支援ボランティアスタンプ手帳」を発行する。受け入れ施設等は、活動に応じてスタンプを押印する。介護支援ボランティア登録者は、活動中の事故に備えてボランティア保険へ自動加入する。1年間のスタンプ数に応じて交付金を交付する。	<input type="checkbox"/> 説明会を6月～11月に毎月開催し、登録者の拡大を図る。 <input type="checkbox"/> 登録者のボランティア保険の自動加入。
2. 受入先の確保	<input type="checkbox"/> ボランティア受け入れ施設等の募集及び登録申し込みと活動の調整を行い、介護支援ボランティアへ紹介する。	<input type="checkbox"/> 受入施設への目的・流れについて、訪問し再説明。
3. 施設・ボランティアの相談受付	<input type="checkbox"/> 介護支援ボランティア及び受け入れ施設等からの電話相談、窓口での相談、訪問による相談を行う。また、必要に応じて受け入れ施設等との意見交換会を行う。	

### III. 地域福祉課 相談支援係

#### 1. 地域福祉コーディネーター担当

◇住所	国分寺市戸倉4-14 国分寺市立福祉センター1階(国分寺市委託事業)
◇電話	(042)324-9232
◇F A X	(042)324-8722
◇開館日	月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始は閉館)
◇開館時間	午前9時～午後5時

#### (事業の目的)

地域におけるあらゆる相談に幅広く対応するほか、どこに相談したらよいかわかりにくい相談を受け止め対応をし、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎ支援を実施する。

また、市及び関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、個別支援・地域支援を一体的に支援する。

#### (1) 総合相談支援業務

#### (2) 継続的・専門的な相談支援業務

項目	内容	求める効果・変更点
1. 総合相談	(1) 来所、電話、訪問、メール等の手段で対応する。 日時:月～金曜日 午前8時30分～午後5時 場所:市立福祉センター内	○ 様々な手段で対応することで、的確な状況把握を行う ○ 専門的・継続的な関与又は、緊急対応の必要性を判断する
2. 福祉の総合相談窓口	(1) 市役所第2庁舎1階 日時:毎週水曜日 午前9時～午後5時 (2) 出張福祉の総合相談窓口 (東)日時:第4木曜日 午後1時～4時 場所:にわには (西)日時:第2土曜日 午後1時～4時 場所:坂の上のひとつ	○ 相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、支援関係機関と連携を図り支援に取り組む ○ 東西2圏域に出張相談窓口を設置し、より一層、身近な場所での相談窓口機能を強化する ○ メール相談を開始する

#### (3) 地域におけるネットワークの構築

項目	内容	求める効果・変更点
1. 教育分野との連携	(1) スクールソーシャルワーカーとの懇談(概ね3か月に1回) (2) PTA 連合会との連携 (3) 教育委員会との懇談の場	○ 個別相談と地域相談を一体的に支援することで、不登校の子ども達や親のサポートができる居場所づくり体制の構築を進める

2. コーディネーター連絡会	□ 市内の各支援関係機関の機能を知る、関係づくりの場とする。(2月開催予定)	○ 権利擁護センターが開催する「権利擁護関係機関連絡会」と合同で開催する ○ 顔見知りの関係になることで、相談・連携がしやすくなる
3. 民生委員・児童委員との懇談会	□ 社協各部署の事業の周知および、意見交換の場とする。(12月開催予定)	○ 相談がしやすい関係づくりを進めることで、個別支援・地域支援で活動の協力や理解促進につなげる
4. 空き家活用	□ 地域の活動拠点として空き家を活用するために、市や関連団体との連携、懇談の場を設ける。(適宜実施)	○ 空き家活用に向けて、必要な手順等を検討し、空き家活用を促進につなげる
5. 既存の会議体や地域活動への参加	□ 地域会議、高齢・子ども・障害の各分野の会議等への参加(適宜参加)	○ 各分野の状況・ニーズ把握をすることで、様々な社会資源の参画・連携を模索し取り組む
6. 社会資源の把握	□ ボランティア活動センターや自立生活サポートセンター、権利擁護センターと共に連携して行う。	○ 社会資源を把握・整理することで、不足しているニーズと資源開発につなげる

#### (4)多機関協働事業等

項目	内容	求める効果・変更点
1. 多機関協働事業等	(1) 支援会議の開催 本人同意なしの情報共有の場 日時:第3金曜日 午後3時～(適宜時間変更あり) (2) 重層的支援会会議の開催 本人同意ありのプラン作成・決定の場 日時:第3金曜日 午後3時～(適宜時間変更あり)	○ 関係機関と情報の把握共有することで、現状の把握と今後の対応について検討する ○ 関係機関との連携や状況把握をし、進行管理をすることで、対象者への関わり方を整理することができる

#### (5)生活困窮者支援等のための地域づくり事業

項目	内容	求める効果・変更点
1. 重層的支援体制整備事業講演会	□ 市民・支援関係機関等へ重層的支援事業の周知を行う。(11月開催予定)	○ 事業の周知および支援関係機関との連携強化を図る
2. 団体支援	□ 立ち上げ支援、運営支援等を行い、地域の様々な団体に必要な協力をする。	○ 多様な担い手との連携や、身近な地域における共助の取り組みの活性化につなげる

3. 農福連携	□ 農園の活動に参加し、社会参加の場の確保等の農業と福祉の連携を図る。	○ 社会参加や就労準備の場となる ○ 新たな担い手の発掘や地域食堂へ収穫物の寄付につながる
---------	-------------------------------------	--

(6)地域福祉コーディネーターの活動内容周知業務

項目	内容	求める効果・変更点
1. 公民館まつりへの参加	(1) 並木公民館まつり 日時:5月17日~19日 (2) もとまち公民館まつり 日時:10月	○ 地域住民に根づいた場に参加し、潜在的なニーズの把握と本事業の周知につなげる
2. 関係機関への事業説明	□ 各関係機関事務所に出向き、事業説明を行う。(適宜実施)	○ 本事業の理解を深め、包括的な支援体制の構築につながる
3. SNS、広報紙及びチラシ等にて周知	□ SNS等の活用 Facebook、Instagram、Xで随時活動内容や活動事例等を発信する	○ 本事業の周知の促進につなげる
4. 地域福祉コーディネーター活動報告書発行	□ 活動報告書の発行 地域福祉コーディネーターの活動報告を行う。(6月発行予定)	○ 地域住民や支援関係機関等に対して地域福祉コーディネーターの支援内容や役割を理解してもらい、相談や連携につなげる

(7)その他

項目	内容	求める効果・変更点
1. スーパービジョンの実施	□ スーパーバイザーの設置 スーパーバイザー(熊田博喜氏 武蔵野大学教授)より助言・指導を受ける。(年5回程度実施)	○ 個別支援・地域支援・組織運営の実践力の向上を図る

## 2. 自立支援担当

「自立生活サポートセンターこくぶんじ」(国分寺市委託事業)

- ◇住所 国分寺市戸倉 4-14 国分寺市立福祉センター 1階
- ◇電話 (042)324-8401
- ◇F A X (042)324-8722
- ◇開館日 月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始は閉館)
- ◇開館時間 午前9時～午後5時

### (事業の目的)

失業や離職、病気など様々な経済的問題と併せて、生活していく上での問題などを抱えた市民を対象とし、専門の相談員が相談者に寄り添い、解決に向けた継続的な支援を実施する。

また、地域福祉コーディネーターを含めた関係機関等との連携を強め、支援が必要な方の手元に必要な支援や情報が届けられるようアウトリーチ等の充実を図る。

### (1) 生活困窮者自立支援事業

項目	内容	求める効果・変更等
1. 自立相談支援事業 (必須)	□ 国分寺市内外の関係機関と連携し、相談者が抱える就労問題や経済的問題と併せて生活上の問題の解決のため、相談者に寄り添い、相談者と共に個別支援計画(プラン)を作成し、個々人にあった支援を行う。	○ 相談員は、「主任相談支援員」「相談支援員」「就労支援員」「家計改善支援員」「学習支援員」「就労準備支援員」の6職種を配置する (目標値) ➢ 新規相談件数:500件 ➢ プラン作成件数:100件 ➢ 就労者数:28人
2. 住居確保給付金 (必須)	□ 離職や減収等により住宅を喪失又は喪失するおそれのある方を対象に、就職活動の実施などを条件に有期で家賃相当分(上限あり)を支給する。住居及び就労活動を確保し、就職を支援する(支給決定は国分寺市が行う)。	○ 令和5年4月より段階的にコロナ禍における要件緩和が終了 (目標値) ➢ 新規申請件数:5件
3. 家計改善支援事業 (任意)	□ 家計状況の「見える化」と家計に関する問題の背景(課題)を捉え、相談者が自ら家計を管理できるように支援を行う。状況に応じて減免制度、給付制度、専門窓口での債務整理、貸付のあっせんや関係機関との連携等を行い、生活再生に向けた支援を行う。	(目標値) ➢ プラン作成件数:15件

<p>4. 子どもの学習・生活支援事業 (任意)</p>	<p>(1) 無料学習塾の実施 経済的困窮など様々な理由により、子どもの学習環境を整えることが困難な世帯を対象に、学習支援等を通じ、社会的な居場所づくり、学習習慣の習得、学習意欲・社会性の向上に向けた支援を行う。また、親との定期面談による世帯全体の支援を行う。 【対象】小学3年生から中学3年生(通塾者で高校に進学後も利用継続の場合は高校生も対象) 【利用】水・木・土曜日。生徒の状況に応じて週1~3回。 【場所】市内3カ所(戸倉、本町、西町) ※受託事業者:「特定非営利活動法人 一粒の麦」 (2) 学習担当者会議 (3) スクールソーシャルワーカー懇談会</p>	<p>○ 子どもの「貧困の連鎖」を防止し、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを目標とする ○ 関係機関との会議、懇談会を通じて事業の円滑な実施を図る (目標値) 事業利用者数:44人</p>
<p>5. 就労準備支援事業 (任意)</p>	<p>□ 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、個々人の状態に合わせて支援を実施する。 例)生活リズムを作る練習、簡単な軽作業、農作業、ボランティア活動など</p>	<p>○ 令和6年度受託開始 (目標値) プラン作成件数:3件</p>

(2)独自事業

項目	内容	求める効果・変更等
<p>1. 特別診療券</p>	<p>□ 通院の必要があるが医療費の捻出が困難な方を対象に特別診療券を発行。 【発行先】 国分寺病院、多摩済生病院、桜町病院</p>	<p>○ 特診券利用後、公的制度の利用や就労へつなぐきっかけとする</p>
<p>2. 生活困窮者食料支援事業</p>	<p>(1) 本会で実施しているフードドライブを活用し、自立相談支援事業で生活にお困りの市民の方や子どもの無料塾、サロン、関係機関、地域食堂・地域の居場所団体等に提供する。 (2) ボランティア活動センターと共同で月</p>	<p>○ 食料支援は一時的な支援のため、その後の生活再生に向けた支援を行うきっかけとする ○ 平日の来所が困難な世帯や、新規相談獲得のため</p>

	<p>1回の食料配布会(生活応援事業)を実施する。</p> <p>(3)市内のパン屋(キニヨン)の協力の下、無料学習塾利用者に廃棄予定パンの無料提供を行う。</p>	<p>のアウトリーチの機会とする</p> <p>○ 親の帰りが遅くご飯を食べられなかったり、部活動後の授業でお腹を空かせていたりする生徒へ生活支援の一環として行う</p>
--	--	---

### (3)他機関・他部署との連携

項目	内容	求める効果・変更等
1. 国分寺市との連携	<p>(1) 支援調整会議 原則第4水曜日に実施。個々の相談者のアセスメント結果を踏まえて、個別支援計画案(プラン)をもとに、適切性を総合的に判断し、支援方針を決定する。</p> <p>(2) 進行管理部会・連絡会 生活福祉課主催で年2回の進行管理部会・年1回の連絡会に参加。 就労支援地域連絡会 経済課主催で年2～3回開催される連絡会に参加。</p>	<p>○ 個別支援について生活保護制度所管課からの視点を取り入れる。運営方針について話し合う</p> <p>○ 庁内各課に事業周知を図り円滑な支援に向け情報交換、連絡調整を行う</p> <p>○ 第二次国分寺市就労支援プランに基づき、関係機関と連携して情報交換、連絡調整を行い、地域の就労支援を推進する</p>
2. 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	<p>□ ハローワーク立川主催で年1回開催される協議会に参加する。</p>	<p>○ 近隣市の支援状況を把握し、情報共有を図るとともに参考となる他市の取組を取り入れる</p>
3. 重層的支援体制	<p>□ 国分寺市による包括的な支援体制において(a 断らない支援) (b 参加支援) (c 地域づくりに向けた支援)を地域福祉コーディネーター、関係機関各所と連携して行う。</p>	<p>○ 相談者本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していく</p>

### (4)情報発信

項目	内容	求める効果・変更等
1. 関係機関への事業説明	<p>□ 国分寺市役所町内各課、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害関係各所をはじめとする関係機関へ本事業の啓発を図る。</p>	<p>○ 事業周知による連携の強化・新規相談者獲得</p>

2. 市民への啓発	□ リーフレット及びイベント時のチラシの配架や国分寺市報・自立生活サポートセンターこくぶんじ広報紙、本会ホームページ、SNS 等を積極的に活用する。	○ 事業の見える化 ○ 新規相談者獲得
-----------	--	------------------------

### 3. 貸付担当

#### (事業の目的)

低所得者世帯、障害や高齢者世帯に対し、資金の貸付とあわせて世帯への継続的な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的として支援を実施する。

また、同部署の自立支援担当や、地域福祉コーディネーター等各関係機関と連携し、生活困窮者の自立の促進を図る。

#### (1)生活福祉資金の相談・貸付・償還(東京都社会福祉協議会委託事業)

項目	内容	求める効果・変更等
1. 生活福祉資金貸付制度の受付業務	□ 低所得者世帯、障害者や介護を要する高齢者がいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る。 【資金種類】 生活福祉資金(教育支援資金・福祉資金・緊急小口資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金・要保護不動産担保型生活資金)、臨時特例つなぎ資金	○ 生活困窮者に対し、経済的支援と継続的な相談支援を行うことで、世帯の自立を促すとともに必要に応じて各関係機関へつなぐきっかけとする
2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援(緊急小口資金・総合支援資金)	□ 新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業などによる「特例貸付」の借受人世帯へ、生活困窮者自立相談支援機関と連携し償還および生活再建に向けた積極的なフォローアップ支援を図る。 【対応】 ▶ 償還猶予などに関する相談支援 ▶ 少額返済の案内 ▶ 郵送などによる生活状況の確認(年1回)	○ 長期にわたる償還期間の間、借受人世帯からの償還に関する相談に加えて、複合的な課題に対する相談を受け、必要に応じて各関係機関へつなげる
3. 広報・普及啓発活動	□ 社会福祉だより「ふくし」およびホームページに掲載する他、民生委員・児童委員や各関係機関と連携し、本事業への啓発を図る。	○ 事業周知による関係機関との連携の強化や、規相談者の獲得

## (2) 独自事業

項目	内容	求める効果・変更等
1. 応急援護資金貸付事業	<input type="checkbox"/> 法外援護として、生活困窮者を対象に、生計を立てるために必要な緊急の生活費の貸付を行う。 【貸付限度額 50,000 円】	○ 世帯の経済的安定を図るため、一時的な経済的困窮に対応できるよう貸付を実施する
2. 緊急援護費等貸付事業	<input type="checkbox"/> 住所不定者等に対し、交通費の貸付を行う。 【貸付限度額 500 円】	○ 世帯の経済的安定を図るため、一時的な経済的困窮に対応できるよう貸付を実施する

## (3) 他機関・他部署との連携

項目	内容	求める効果・変更等
1. 自立生活サポートセンターこくぶんじ(自立相談支援機関)との連携	<input type="checkbox"/> 相談者および借受人の自立に向けて、「自立生活サポートセンターこくぶんじ」と連携を図り、世帯の生活再建を目指して総合的な支援を行う。	
2. 北多摩西部ブロック生活福祉資金担当者会議への出席	<input type="checkbox"/> 北多摩西部ブロック内の社協と同行および情報共有を行うために、担当者会議に出席する。さらに上部組織として、都内社協各ブロック幹事による東京都社会福祉協議会・生活福祉資金業務研究会に職員を派遣する(年1回)。	○ 近隣市の貸付の動向や支援状況を把握し、情報共有を図るとともに参考となる他市の取組みを取り入れる

## (4) 生活安定応援事業(国分寺市委託事業)

項目	内容	求める効果・変更等
1. 「受験生チャレンジ支援貸付事業窓口運営」の実施	<input type="checkbox"/> 一定所得以下の世帯である、中学校3年生と高校3年生等を対象に、塾費用や受験料の貸付受付業務を行う。 【申請締切日】 令和7年1月31日	貸付決定目標件数:80件
2. 広報・普及啓発活動	<input type="checkbox"/> 本会ホームページや国分寺市報に掲載する他、国分寺市および国分寺市教育委員会をはじめ民生・児童委員や各関係機関と連携し、本事業への啓発を図る。	事業周知による関係機関との連携の強化や、規相談者の獲得、また事業の見える化を図る

## 4. 権利擁護担当

「権利擁護センターこくぶんじ」(国分寺市委託事業)

◇住所 国分寺市日吉町 3-29-24

◇電話 (042)580-0570

◇F A X (042)576-7081

◇開館日 月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始は閉館)

◇開館時間 午前9時～午後5時

### (事業の目的)

「認知症になっても障害があっても誰もが地域で安心して暮らし続けられる、支え合い助け合う地域づくり」を目指し、次の事業を実施する。

### (1)権利擁護センターこくぶんじの運営

#### (事業の目的)

第三者の立場から権利擁護センターこくぶんじの事業、運営方針、取組状況等について助言・指導を受けるため、専門職や福祉関係者、市民等で構成する運営委員会を設置する。

### (2)福祉サービス総合支援事業(市委託事業)

#### (事業の目的)

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する総合的な相談窓口として、福祉サービスの利用に係る相談業務及び判断能力の不十分な人の権利擁護に係る相談業務を行うことを目的とする。

項目	内容	求める効果・変更点
1. 相談支援事業	(1)総合相談 福祉サービス全般の相談に職員が対応する。(平日 午前9時～午後5時) (2)専門相談 高齢者や障害者を対象にした「ふくし法律相談」を弁護士が対応する。 (第4木曜日 午後1時半～4時半) (3)苦情相談 福祉サービスの利用に関する苦情に対し、職員が一定の調整を図る。 (平日 午前9時～午後5時)	
2. 苦情対応窓口の設置	□ 苦情相談に対し職員が一定の調整を図り、終結しない場合や苦情申立があった際は「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」で解決を図る。	令和6年度より新たに委員を委嘱(任期2年)

3. 顧問弁護士の設置	□ 権利擁護支援のアドバイザーとして顧問弁護士を置く。	
4. 広報活動	(1) ホームページ上での適宜の情報発信、パンフレットや通信等の作成や配架を行う。 (2) 関係機関や団体向けに事業説明を行う。また希望に応じ講座や研修の講師等を務める。 (3) ニュースレターの発行(年1回)	○ Facebook 等の SNS ツールを積極的に活用する ○ 本会の他課他係と協働することで法人内の相互理解や連携強化を図り、社協としてのネットワークの強みを発揮する

### (3) 成年後見活用あんしん生活創造事業(市委託事業)

#### (事業の目的)

成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援することにより、認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的とする。

項目	内容	求める効果・変更点
1. 中核機関の運営	(1) 広報活動 ① 成年後見制度講演会(年1回) ② 出張講座への協力(随時) ③ パンフレット等の配布 ④ 事業説明の機会の確保 (2) 相談支援事業 ① 成年後見制度専門相談 成年後見制度に関する「成年後見専門相談」に司法書士または社会福祉士が対応する。(第2木曜日 午後1時半～4時半) ② 個別相談会(年2回) (3) 成年後見制度の利用促進 ① 権利擁護支援検討会議(月1回) ② 後見人等候補者の受任調整(月1回) ③ 市民後見人候補者推薦会議(随時) (4) 後見人の支援 ① 親族後見人懇談会(年2回) ② 法人後見実施団体との懇談会 ③ チーム支援やモニタリングの実施 ④ 市民後見人受任者懇談会 (5) 協議会の設置	○ 広報活動には市民後見人後見活動メンバーに積極的に関わってもらうことで地域共生社会の実現を図る ○ 講演会と個別相談会を同日開催することで集客の相乗効果を図る ○ 権利擁護支援検討会議は日程を変更し十分な協議時間を確保できるよう努める ○ 関係機関に権利擁護支援検討会議の周知を図ることで、困難ケースを減らし権利擁護支援が必要なケースの早期発見・早期対応を目指す

2. 市民後見人の育成	<p>(1)第4期市民後見人養成講座(全7回)</p> <p>(2) 市民後見人フォローアップ講座(年2回)</p> <p>(3) 研修の機会の提供</p> <p>(4) 生活支援員の登録</p>	<p>○ 市民後見人養成講座の開催日を平日に変更し、受講後速やかに実務に携われる人員増を図る</p> <p>○ 市民後見人フォローアップ講座を引き続き開催しモチベーションの維持と受任可能メンバーの増員を図る</p>
3. 法人後見業務	<p>(1)身上保護</p> <p>(2) 財産管理</p> <p>(3) 業務状況を運営委員会へ報告し助言を得る</p> <p>(4) 実務マニュアルの改定</p>	<p>○ 現行のケースを通じ、法人後見協力員の登用や市民後見人への移行を検討し、社協が担うべき案件を模索する</p>
4. 法人後見監督業務	<p>(1) 監督業務 3か月に1回業務報告を受け、身上保護や財産管理状況を監督する。また必要に応じて専門職の同席や家庭裁判所の指示を仰ぐ。</p> <p>(2) 支援活動 夜間休日に連絡を受けられる緊急用電話の所持、貸金庫の利用、損害保険料の助成などを通じ、市民後見人の活動を支援する。</p> <p>(3) 実務マニュアルの改定</p>	<p>○ 法人後見監督人の役割や支援内容を精査する</p>
5. 運営委員会 (再掲)	<p>(1) 運営委員会の開催:年3回 第三者委員より事業、運営方針、取組状況等について助言・指導を受ける。</p> <p>(2) ワーキンググループの設置</p>	<p>○ 令和6年度より新たに委員を委嘱(任期2年)</p> <p>○ より具体的な事業内容の精査や検討を行えるようワーキンググループを新たに設置する</p> <p>○ 協議会は別途開催し、開催回数を年3回にする</p>
6. 協議会	<p>□ 協議会の開催:年1回 第三者委員より成年後見制度利用促進基本計画に係る意見を受け、機能強化のための仕組みづくりを検討する。</p>	<p>○ 運営委員会を協議会と位置付けていたが、議事内容の区別化を図り単独開催にする</p> <p>○ 事務局は権利擁護センター及び所管課が務める</p>

7. 地域連携ネットワークの活用	<input type="checkbox"/> 権利擁護関係機関連絡会:年3回	<input type="checkbox"/> 他部署と協働開催することで有機的な連携や相乗効果を図る
------------------	--	--

#### (4)その他(市委託事業)

##### (事業の目的)

緊急に保護が必要になった判断能力の低下した高齢者や知的障害者、精神障害者のうち、金銭管理等が特に必要な方に対して民法に規定する事務管理を緊急かつ一時的に実施する。

項目	内容	求める効果・変更点
1. 緊急一時事務管理	(1)高齢者緊急一時事務管理 (2)知的障害者等緊急一時事務管理	<input type="checkbox"/> 委託単価の変更

#### (5)地域福祉権利擁護事業(東京都社会福祉協議会委託事業)

##### (事業の目的)

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で、1人で福祉サービスの利用や金銭管理が困難な方が地域で安心・安定した生活を送れるよう、社会福祉協議会との契約により福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う。

項目	内容	求める効果・変更点
1. 安定した事業実施	(1)内部ケース会議の開催(月1回) (2)関係機関との連携強化 (3)他地区との連携 東京都社会福祉協議会や北多摩西部ブロック社協の権利擁護担当部署と連携を図る。	<input type="checkbox"/> 利用料の改定 <input type="checkbox"/> 減免措置の新設 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯の増加に伴い、事業目的の周知徹底とケースワーカーとの役割分担や連携のあり方を検討し強化する
2. 担い手(生活支援員)の育成	(1)支援員マニュアルの改定 (2)事故防止と再発予防 (3)懇談会・研修会の開催	
3. 広報活動(再掲)	(1)ホームページ上での適宜の情報発信、パンフレットや通信等の作成や配架を行う。 (2)関係機関や団体向けに事業説明の機会を積極的に得る。また希望に応じ講座や研修の講師等を務める。	<input type="checkbox"/> 法人内の他課他係と協働することで法人内の相互理解や連携強化を図り、社協としてのネットワークの強みを発揮する

#### (6)その他

項目	内容	求める効果・変更点
1. 職員の資質向上・連携強化	<input type="checkbox"/> 研修や会議に積極的に参加する。	

(日程)

成年後見専門相談	4月11日、5月9日、6月13日、7月11日、8月8日、9月12日、10月10日、11月14日、12月12日、令和7年1月9日、2月13日、3月13日 ※第2木曜日
ふくし法律相談	4月25日、5月23日、6月27日、7月25日、8月22日、9月26日、10月24日、11月28日、12月19日、令和7年1月23日、2月27日、3月27日 ※第4木曜日
運営委員会	4月18日、7月18日、10月17日 ※第3木曜日
協議会	令和7年1月16日(木)
成年後見制度講演会	8月3日(土)AM
個別相談会	8月3日(土)PM
権利擁護支援検討会議	※第3水曜日 PM
市民後見人養成講座 (第4期)	(説明会)7月26日(金) (本講座)9月27日、10月25日、11月22日、12月20日、令和7年1月24日、2月28日、3月21日 ※第3もしくは第4金曜日
市民後見人 フォローアップ講座	6月1日(土)、12月14日(土)
権利擁護 関係機関連絡会	5月22日、10月23日、令和7年2月26日 ※第4水曜日

## 令和6年度 事業計画書

令和6年3月

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

〒185-0003 東京都国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

TEL 042-324-8311 FAX 042-324-8722



<https://www.ko-shakyo.or.jp/>